

平成29年2月16日（木）

平成28年度第2回精神障害者の地域移行担当者等会議

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築に向けて

～平成29年度事業について～

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

精神・障害保健課 課長補佐

鶴田 真也

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けてここが変わる！

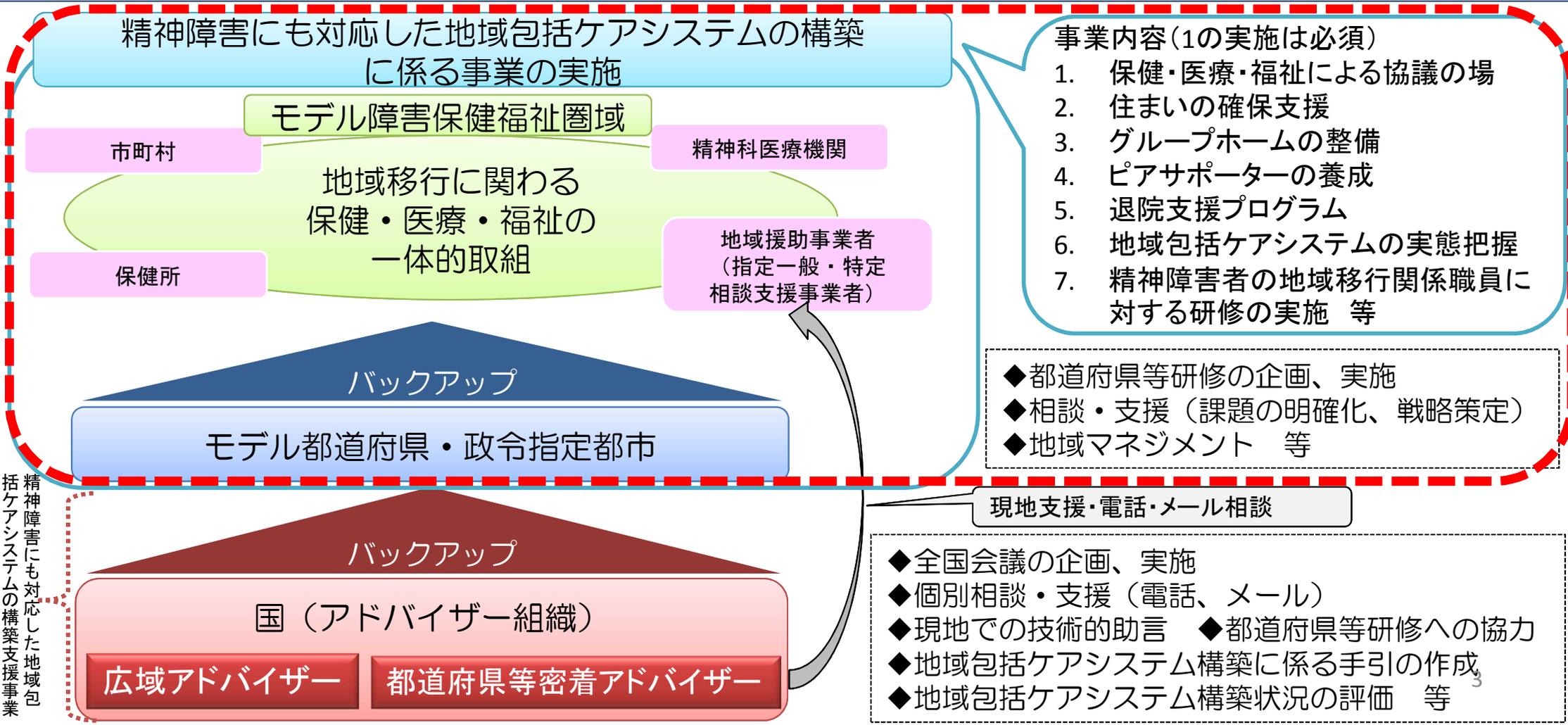
- ◆ 平成27・28年度は、精神障害者地域移行・地域定着支援事業として、「長期入院精神障害者の地域移行総合的推進体制検証事業」を実施。
- ◆ 平成29年度からは、「長期入院精神障害者の地域移行総合的推進体制検証事業」における取組内容を踏まえつつ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて
 - 「①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(仮称)」
 - 「②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」の新規事業として実施。
- ◆ 加えて、地域生活支援事業について、以下の見直しを行う。
 - 「地域生活支援広域調整会議等事業(精神障害者地域移行・地域定着推進協議会)」における実施主体の拡大
 - 「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」の追加

精神障害者地域移行・地域定着支援事業費

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（仮称）【新規 平成29年度予算案192,893千円】

※地域生活支援事業、社会福祉施設等施設整備費計上分除く

- 国は、都道府県・政令指定都市（以下、都道府県等）と連携しながらモデル障害保健福祉圏域（以下、モデル圏域）を支援する取組を段階的に拡大し、好事例のノウハウの蓄積と横展開により精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を支援する。
- 都道府県等は計画的に地域の基盤を整備するとともに、推薦した都道府県等密着アドバイザーと連携しながらモデル圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、地域移行の推進の仕組みづくりに携わる精神科医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築する。また、都道府県等全域への普及を図る。



①構築推進事業へのよくあるお問い合わせ

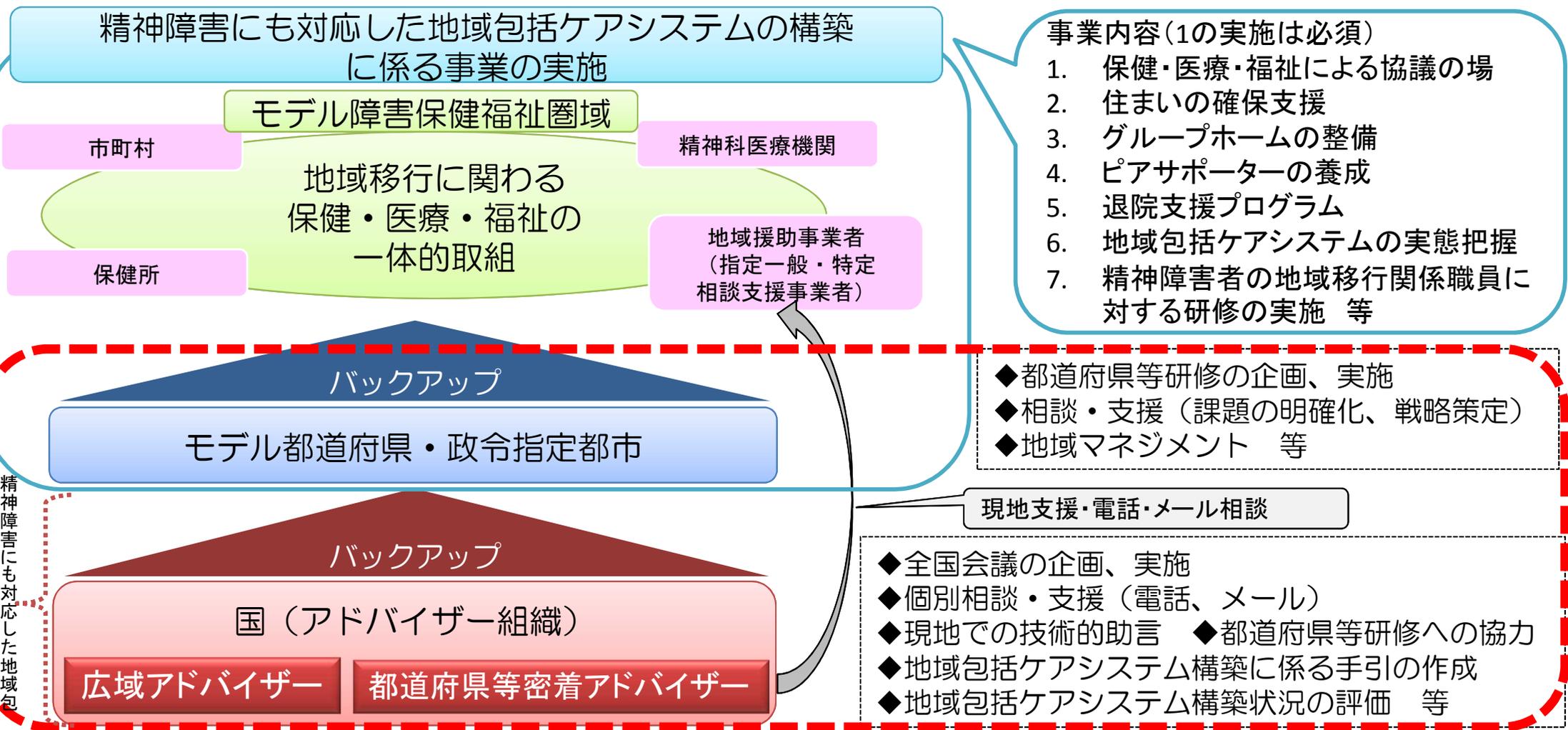
①構築推進事業について		
1	構築支援事業に参加せず、構築推進事業のみ実施できるか。	実施可能。
2	平成28年度までの検証事業や地域活動支援事業で行っていた事業をそのまま実施できるか。	前年度からの単なる予算の振り替えは認められない。前年度と比較して、実施圏域の拡大又は実施内容の充実が明確であることが必要。
3	措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業もこの事業の補助対象となるのか。	補助対象に含む。
4	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置は必須か。協議の場は障害保健福祉圏域ごとに月1回程度開催しなければならないのか。	協議の場の設置は必須。 開催頻度は原則として月1回程度であるが、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
5	これからのスケジュールは？	3月：構築推進事業の実施要綱の提示

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【新規 平成29年度予算案：37,500千円】

※地域生活支援事業、社会福祉施設等施設整備費計上分除く

- 国は、都道府県・政令指定都市(以下、都道府県等)と連携しながらモデル障害保健福祉圏域(以下、モデル圏域)を支援する取組を段階的に拡大し、好事例のノウハウの蓄積と横展開により精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を支援する。
- 都道府県等は計画的に地域の基盤を整備するとともに、推薦した都道府県等密着アドバイザーと連携しながらモデル圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、地域移行の推進の仕組みづくりに携わる精神科医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築する。また、都道府県等全域への普及を図る。



②構築支援事業へのよくあるお問い合わせ

②構築支援事業について		
1	年度の途中で支援事業に参加できるのか。	不可。
2	構築推進事業を実施せず、構築支援事業のみに参加できるのか。	参加可能。
3	これからのスケジュールは？	2月下旬～3月上旬:最終意向調査の締切 4月上旬:都道府県等密着アドバイザーの推薦依頼の締切 (3名程度) 4月中旬～:都道府県等密着アドバイザーの委嘱

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業 アドバイザーの役割

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る事業の実施に取り組むモデル障害保健福祉圏域(以下、モデル圏域)に対し、都道府県及び政令指定都市(以下、都道府県等とする)の担当者と連携して、モデル圏域の関係機関等に対し研修及び個別相談等の技術的支援を行う

①広域アドバイザー

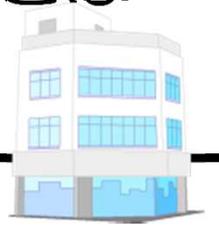
- ・1～3都道府県等を広域的に担当、国(委託先)が選任
- ・地域移行推進の実践経験のある保健・医療・福祉関係者を想定
- ・地域移行の実践経験をいかし、保健・医療・福祉による協議の場の体制整備、住まいの確保支援、ピアサポーターの養成、退院支援プログラム、地域包括ケアシステムの実態把握等について、都道府県等の担当者及び都道府県等密着アドバイザーに具体的にアドバイスする。

②都道府県等密着アドバイザー

- ・所在(モデル圏域)の1都道府県等を担当、都道府県等の推薦を受け、国(委託先)が選任
- ・行政、医療、福祉分野から各1名程度(計3名程度の複数名のチーム)
- ・担当都道府県等のモデル圏域(3圏域程度を想定)の担当者が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け精神障害者の地域移行を実践する中で抱える課題等に対する日常的な相談・支援を行う。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援とは

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築強化プログラム



<コンセプト>

- ◆ 保健・医療・福祉関係者が情報共有や連携を行う協議の場の構築
- ◆ 障害保健福祉圏域及び市町村ごとの協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制の構築の推進
- ◆ 障害福祉計画、医療計画で示された目標の達成に向けた取組の強化
 - 保健・医療・福祉による協議の場は定期的な開催を原則とする（1ヶ月に1回程度）
 - 協議の場においては個別事例の検討、各計画の進捗状況の確認（PDCAサイクルの実施）等を行う
 - ピアサポーターの活躍の場の拡大のためのピアサポーターの養成等に取り組む



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業 都道府県・政令指定都市（都道府県等）の役割

国（アドバイザー組織）

モデル都道府県等

モデル障害保健福祉圏域

<スケジュール>

4月

都道府県等担当者

- ・モデル障害保健福祉圏域選定
- ・都道府県等密着アドバイザーの推薦

アドバイザー＋都道府県等担当者

- ・障害福祉計画の成果目標や活動指標に基づき現状の確認
- ・課題の明確化について具体的に助言

支援

課題の明確化

- ・圏域内の長期入院精神障害者の現状、障害福祉サービスの整備状況等をふまえ、障害福祉計画の目標との進捗状況等の情報を整理する

6月

- ・アドバイザー・都道府県担当者等合同会議①
- ・（アドバイザー会議①）（同日開催）

都道府県毎の研修

アドバイザー＋都道府県担当者

- ・地域の課題の分析に関する助言
- ・戦略策定の支援

支援

戦略策定

- ・保健・医療・福祉による協議の場との連携を図りつつ、圏域内でどのように地域移行を推進するのか等の具体的な戦略を立案し、目標値（指標）との関係を明確化する

7月

現地支援

アドバイザー＋都道府県等担当者

- ・事業実施にあたり問題、課題が発生した場合の支援
- ・人材育成について具体的に支援

相談

支援

地域移行に資する事業の実施

- ・保健・医療・福祉による協議の場の開催に加え、地域の実情に応じ、住まいの確保支援、グループホームの整備、ピアサポーターの養成、退院支援プログラム、地域包括ケアシステムの実態把握、精神障害者の地域移行関係職員に対する研修の実施等の事業を行う

9月

- ・（アドバイザー会議②）

2月

- ・アドバイザー・都道府県担当者等合同会議②
- ・（アドバイザー会議③）（同日開催）

都道府県等担当者

- ・アドバイザーと協力し、モデル圏域の経過を把握する
- ・都道府県毎の研修

支援

圏域内の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための関係者ネットワークの形成・強化

地域移行に資する事業の推進

- （※障害福祉計画、介護保険事業計画、医療計画の目標達成に向けて）

3月

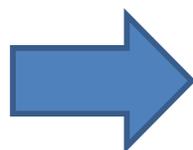
精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (地域生活支援広域調整会議等事業) (改正)

【精神障害者地域移行・地域定着推進協議会】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場として、都道府県、市町村、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置することとしている。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築が重要であり、第5期障害福祉計画の成果目標としても圏域ごとの協議の場の設置が求められる予定である。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を更に推進させるため協議会の設置主体を保健所設置市及び特別区まで拡大する予定。

実施主体

平成28年度
都道府県又は指定都市



平成29年度
都道府県、指定都市、保健所設置市又は特別区

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修(新規)

- 長期入院している精神障害者の地域移行の推進においては、「高齢化」と「障害福祉サービス等利用ニーズの増大」という背景があるなか、これまでは精神障害者の利用がそれほど想定されてこなかった高齢者施設や介護保険サービス事業所(地域包括支援センター含む)、精神障害者へのサービス提供が少なかった障害福祉サービス事業所等についても、今後は積極的に精神障害者を受け入れていくことが求められている。
- このため、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、障害分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するための研修を実施するための経費を都道府県の地域生活支援事業に新たに位置づける(「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」)。

研修内容

- 別紙(年度中に発出予定)

実施主体

- 都道府県及び政令指定都市(精神保健福祉センター・保健所等を想定)

効果

- 障害分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成できる

対象者

(障害分野)

- 障害福祉サービス事業所等の職員
- 相談支援専門員
- 市町村の障害福祉担当課の担当者

(介護分野)

- 介護保険サービス事業所等の職員
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の職員
- 地域包括支援センターの職員
- 介護支援専門員
- 市町村の高齢者福祉担当課の担当者

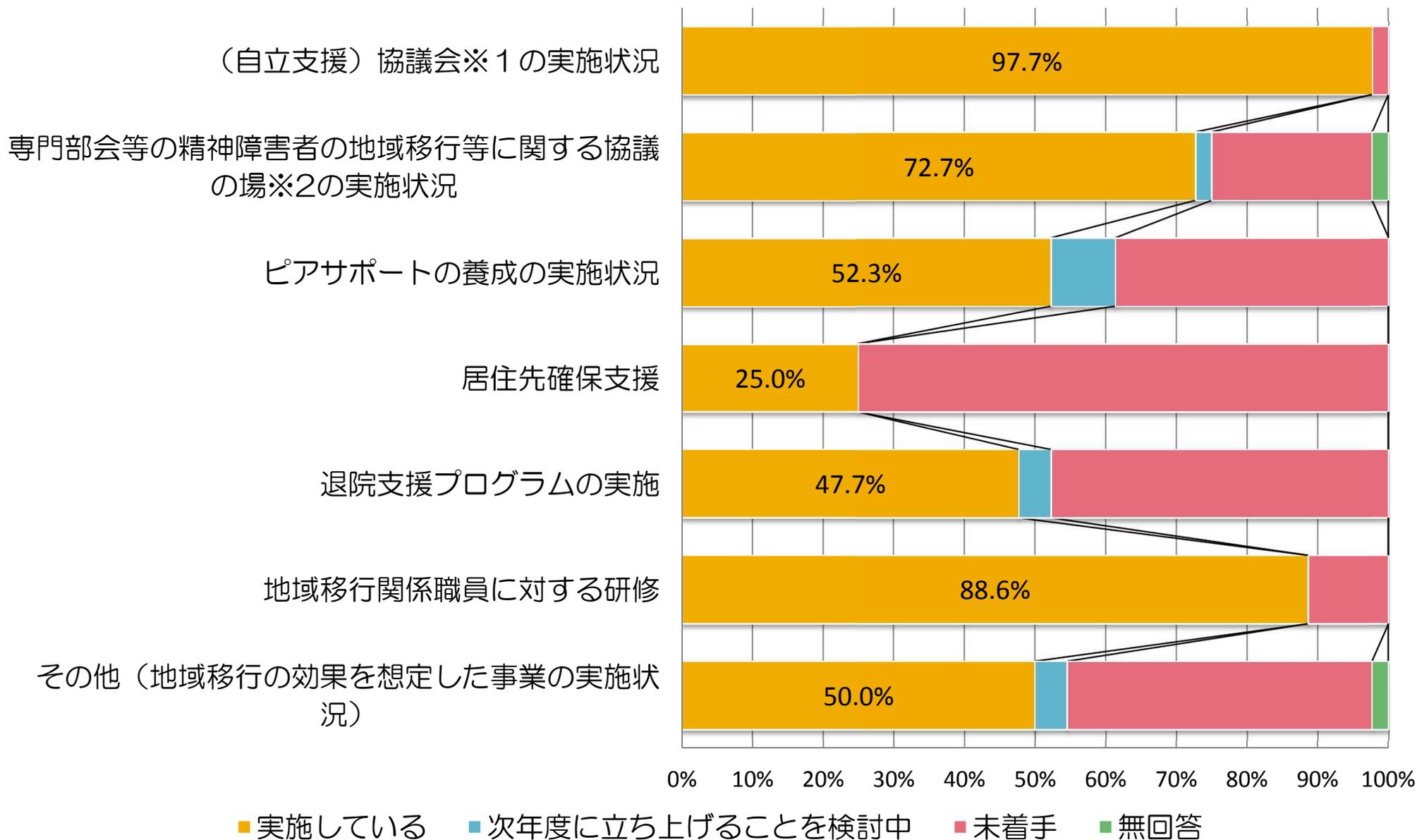
(その他)

- 救護施設(生活保護施設)の職員

(参考) 事前アンケート調査結果

都道府県における地域移行に関連した事業等実施状況(n=44)

平成29年2月1日時点の状況

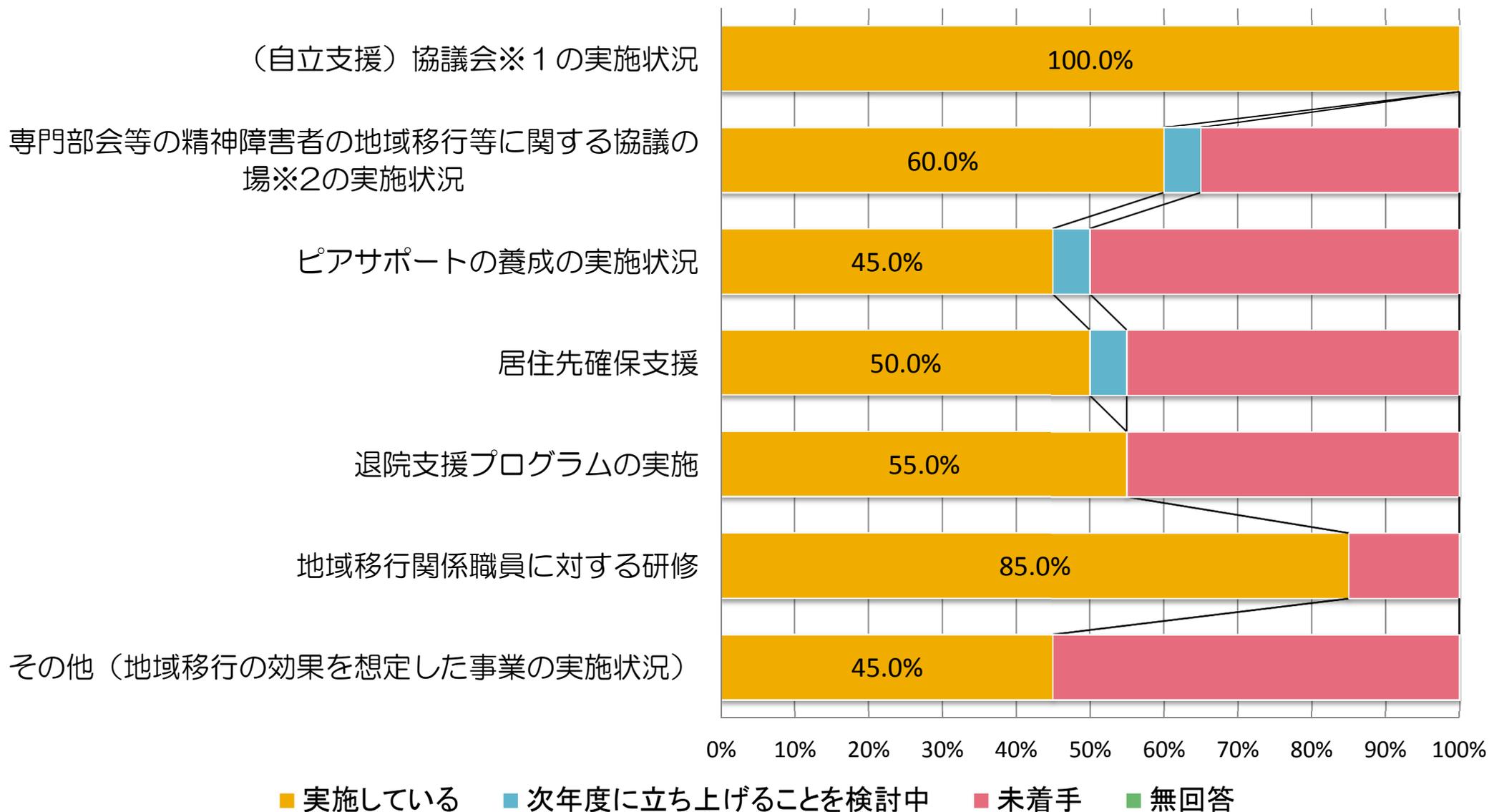


※1 障害者総合支援法の第八十九条の三第一項に規定する協議会をいう

※2 協議会の専門部会に限らず、ワーキンググループなども含み、保健・医療・福祉関係者による協議の場をいう

都道府県における地域移行に関連した事業等実施状況 (n=20)

平成29年2月1日時点の状況



※1 障害者総合支援法の第八十九条の三第一項に規定する協議会をいう

※2 協議会の専門部会に限らず、ワーキンググループなども含み、保健・医療・福祉関係者による協議の場をいう

(参考) 居住先確保支援 (具体的な内容)

- ・ 精神障がい者地域生活支援センターに地域の普及啓発を位置づけ
- ・ 保健所や市町村による通常業務としては必要時実施
- ・ 精神科病院や市町村の委託相談(相談支援事業所)で居住地先確保の支援を実施している場合もある。
- ・ 県あんしん賃貸支援事業の実施(県土整備部担当事業)
- ・ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の実施【市町村事業】"
- ・ 県居住支援協議会にて、住居の情報提供を実施
- ・ 障害者地域生活支援センター事業において圏域単位で実施
- ・ 平成27年度から検証事業の中で実施
- ・ 居住支援協議会を平成27年3月に立ち上げ。平成29年度に高齢者・障がい者住宅計画の改定予定。地域生活支援事業による居住サポート事業を実施する市もある。
- ・ 県居住支援協議会を設置し、障害者世帯等の入居を受け入れる体制を整備している。
- ・ 他課が主体の事業で実施。市町村及び市町村社会福祉協議会で実施
- ・ 入院患者等社会復帰促進事業を実施
- ・ 一部自立支援協議会にて実施している
- ・ グループホームの施設・設備整備への補助
- ・ 平成27年度から県宅建協会と共催で普及啓発研修を実施
- ・ 市事業における個別支援の中で実施
- ・ 区役所及び市内地域活動支援センター等において、通常業務として実施している。
- ・ 宅建協会との連携のための話し合いを行う予定
- ・ 賃貸住宅入居等サポート事業として基幹相談支援センターに委託して実施。
- ・ 支援センターの委託業務の一つとして行っている
- ・ 住宅入居等支援事業を各区障がい支援センターが行っている。
- ・ 居住サポート事業(委託)として、協力不動産店を登録
- ・ 地域移行後の居住先を探すサポートを行っている。
- ・ 居住サポート等事業(地域生活支援事業)による委託事業

(参考)その他(地域移行の効果を想定した事業の実施状況) (具体的な内容)

- ・ 精神科病院の協力のもと地域移行希望等調査を実施し、市町村へ情報提供(市町村支援の実施)
- ・ 県内5圏域において精神障害者地域生活支援広域調整会議を実施
- ・ 相談対応力向上のため「精神医療福祉マップ」「相談支援の手引き」作成
- ・ 入院後早期に相談支援事業所が支援を行うことを目指す取組。
- ・ 地域生活のイメージ作り等のためのショートステイを実施
- ・ 精神保健福祉センターが障害福祉圏域を限定し実態調査を実施
- ・ 圏域部会の設置、精神科病院との連絡会実施
- ・ H27年より精神障害者地域療養支援事業を実施
- ・ 各保健所において、関係機関との地域移行推進会議の実施。
- ・ 精神科病院と地域の支援者との連携を促すため、医療保護入院者退院支援委員会に患者本人の要請により出席する地域援助事業者及び地域移行支援導入を検討している入院患者と面会する相談支援事業者に対し、病院へ出向く費用(旅費・人件費相当分)に対し一定の補助を行う事業をH26から実施。
- ・ アウトリーチ推進事業において、退院支援にも取り組んでいる
- ・ 地域住民等研修を27年度はピアサポータースキルアップ研修等事業として、28年度は検証事業として実施圏域にて実施。
- ・ 地域医療介護総合確保基金を活用し、長期入院者等の退院調整・地域定着を推進する事業を実施。
- ・ 地域移行促進事業(地域移行促進員の配置および地域体制整備について)
- ・ 精神科病院が実施する訪問看護の普及啓発
- ・ 地域移行促進センター事業を実施
- ・ モデル圏域を設定し、啓発劇や事例検討会の実施。別の圏域では事例検討会等を実施
- ・ マップ作成・精神科訪問看護ステーション整備事業・地域移行、地域定着支援事業
- ・ 地域移行専門員の配置
- ・ 早期退院・地域定着支援院内委員会推進事業等
- ・ 長期入院患者のうち地域移行の可能性の高い者のリストアップを行い、地域移行・地域定着支援を重点的に行っている。
- ・ 地域移行支援の対象となっていない患者を対象とした宿泊体験事業
- ・ 支援の広域調整等の担当として、精神保健福祉センターに体制整備担当を設置している。
- ・ 市内精神科病院における事例検討会の開催
- ・ 相談支援事業所等における専任職員の配置
- ・ 精神障害者家族ピアサポート総合事業の実施。精神障害者家族による電話・面会相談を行っている。
- ・ 大学での地域移行についての調査・研究に協力している
- ・ 精神科病院、相談支援事業所等の実務者による検討会を実施
- ・ 入院患者面接、外出支援"